

インターネットと人権について 考えてみませんか？



静岡県

しあわせ社会は認め合いから ふじのくに人権宣言

私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち、「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。このため、静岡県では、静岡県人権施策推進計画を策定し、人権尊重の意識が生活の中に定着した静岡県の実現を目指し、様々な施策に取り組んでいます。

私たちにとっては、今やスマートフォンやパソコンは生活に必要不可欠な道具になっています。人やものをインターネットでつなぎ、私たちの生活を豊かで便利なものにしてくれる道具ですが、便利さの陰で人が加害者になったり、被害者になったりする人権問題が発生しています。改めて、インターネットと人権について考えてみましょう。



1 インターネットとは、どのようなものですか？

インターネットは、世界中のパソコンや携帯電話、スマートフォン同士が電子空間においてクモの巣のように結ばれた情報ネットワークです。

世界中のWEBサイトにアクセスでき、ニュース、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。

メールや読み上げソフトは、聴覚や視覚に障害がある人の意思疎通に役立っています。また、電子掲示板やチャットでは、いろいろなテーマについて話し合ったり、趣味の情報を交換したりして、様々な人と交流することができます。

インターネットは、パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などを使って、簡単に利用することができ、私たちの生活をとても便利にしてくれます。また、様々なアプリやSNS※₁の活用でコミュニケーションの幅を広げてくれます。



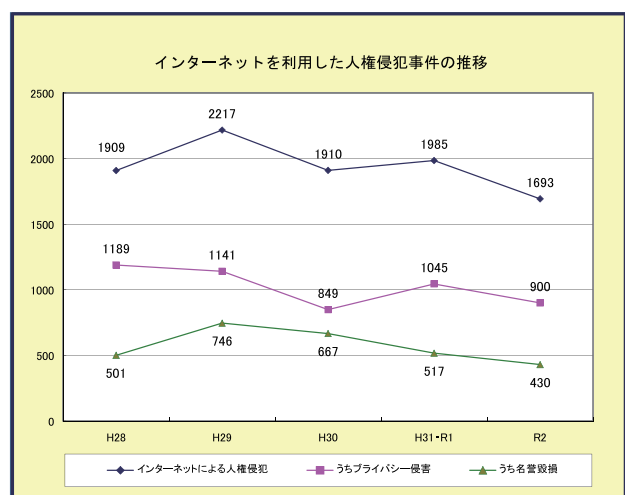
※1 SNS…ブログ、プロフ、ゲームなど様々な形態でコミュニケーションできる会員制を特徴とした複合サイト



2 どのくらい人権問題が起きているのですか？

インターネットでは、自分の名前や顔を明かさずに簡単に情報を発信することができることや、瞬時に情報を世界中に伝えることができるなどの特徴があります。しかし、こうした特徴を知らずに間違った使い方をしたり、悪用したりして、人権が侵害された疑いのある人権侵犯事件が毎年多く発生しています。使い方によっては、人の心を傷つける「凶器」になります。誰もが被害者になる危険性があり、「加害者」にもなる可能性もあります。

インターネットを利用した人権侵犯事件は、平成29年2,217件をピークに多少減少はしているものの高水準が続いています。令和2年のインターネットを利用した人権侵犯事件のうち、特定の個人について、根拠のないうそや悪口を書き込むなどして、その人の社会的評価を低下させるといった名誉毀損に関する事柄が約3割、個人情報や私生活の事実にかかわる内容などを本人に無断で掲載するといったプライバシー侵害に関する事柄が約5割となっており、この二つの事柄だけで全体の約8割を占めています。



法務省 「令和2年における『人権侵犯事件』の状況」より



3 どのような人権問題が起きているのですか？

ネットいじめ、仲間はずし、誹謗中傷、リベンジポルノ、児童ポルノ、個人情報の無断掲載、著作権侵害、性犯罪、差別などインターネットによる様々な人権侵害が起っています。

インターネットでは、一度公開された情報は、瞬時に世界中に広まってしまいます。また、その書き込みを完全に消すことは容易ではありません。そのため将来においても被害を受け続けることにもなりかねません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが、事実でないことも含めて、不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難なほどの重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損罪や侮辱罪に問われたり、損害賠償請求をされたりすることもあります。



4 インターネットを使用する際に気をつけたいことは何ですか？

インターネットを安心して利用するには、潜む危険性を認識し、モラルやルールを守ることが大切です。特に児童・生徒が利用する場合には保護者の十分な指導のもとで、犯罪やトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの設定を行うことが有効です。

◆ ネット上のモラルは現実社会と同じです

人権尊重を心がけることが大切です。間違った情報、他人を傷つける内容、他人の名前や住所、写真などを無断で掲載することはモラルに反します。場合によっては、名誉毀損罪や侮辱罪など刑法等の定める犯罪として罰せられます。

◆ 利用にあたっては自己責任が原則です

不特定多数の人が様々な目的で利用しています。受け取るすべての情報が正しいとは思いません。その情報が信頼できるのか注意することが必要です。また、発信することによって生じるリスクは発信者の責任です。

◆ 言葉の使い方には十分な注意が必要です

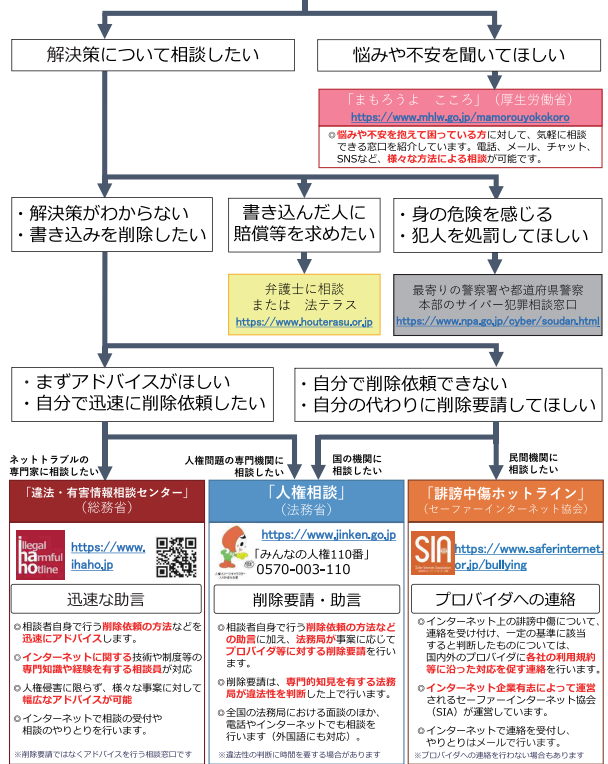
短い文章やスタンプだけでは、細かいニュアンスや正確な意図が十分に伝わらないことがあります。「何げなく書いた言葉」が他の人を「傷つける言葉」になることもあります。誤解を招かないよう、言葉の使い方には十分な注意が必要です。

◆ 匿名であっても発信者を特定できることを知る必要があります

表面的には匿名に見えますが、IPアドレス(パソコンやスマートフォンごとに割り当てられたインターネット上の唯一の宛名)や通信記録等から、情報発信者を特定することができます。犯罪捜査等で必要な場合はその情報が提供されます。

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合



※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

法務省 ホームページより



御利用ください！静岡県人権啓発センター

静岡県人権啓発センターでは次のような取組を行っています。
センターの概要については、ホームページでも紹介しています。

◎ 人権を考えます。

県民の皆さんに、人権について考えていただくために、講演会をはじめ、各種人権啓発イベントを開催しています。



◎ 人権を広めます。

- ・ 広報紙「じんけん」を発行しています。
- ・ 人権啓発冊子「だれもが幸せに」などの人権啓発資料を作成し、配布しています。
- ・ テレビ・ラジオスポットコマーシャルなどを通して人権啓発をしています。



◎ 研修を支援します。

- ・ 講師派遣（出前人権講座）
企業や団体・市町などが行う研修会へ無料で講師を派遣しています。
- ・ 教材・資料の貸出し
研修会や学習会、授業など教材として利用できるビデオ・DVDや図書の新着貸し出しを行っています。



◎ リーダーを養成します。

人権問題についての啓発活動ができる人材を養成するために、人権啓発指導者養成講座などを開催しています。

◎ 相談に応じます。

人権問題に関する電話相談、面接相談を実施しています。必要な場合には法律相談も行っています。

- ・ 相談日： 月～金曜日（年末年始・祝休日は休み）
- ・ 時間： 午前9時00分～午後4時30分

※面接相談・法律相談についてはあらかじめ御連絡ください。

静岡県人権啓発センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4階

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

e-mail jinken@ace.ocn.ne.jp

ホームページはこちら ▶

（令和3年度法務省委託事業）

静岡県人権啓発 検索



Shizuoka Prefecture

令和4年(2022年)3月